

千葉地方裁判所委員会（第49回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 開催日時

令和4年9月21日午後1時15分から午後3時30分まで

2 開催場所

千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

3 出席者

【委員】

大久保健司、岡部豪（委員長代理）、小野瀬厚（委員長）、亀山隆弘、國廣明美、坂本誠、龍野一郎、中村さとみ、宮嶋康明、安井恵津子

【説明担当者】

千葉地方裁判所民事第2部裁判官 林拓也

千葉簡易裁判所上席裁判官 笹本桂輔

千葉地方裁判所事務局総務課課長補佐 柳井淳

【事務局】

千葉地方裁判所民事首席書記官、同刑事首席書記官、同事務局長、同事務局総務課長、同事務局総務課課長補佐

4 議事等

(1) 委員の紹介

岡部委員長代理から、前回の委員会後に新たに任命された小野瀬委員、國廣委員、後藤委員、坂本委員、龍野委員、中村委員、宮嶋委員、安井委員及び山下委員が紹介された。

(2) 委員挨拶

委員就任に当たり、小野瀬委員、國廣委員、坂本委員、龍野委員、中村委員、

宮嶋委員及び安井委員から挨拶があった。

(3) 委員長選任

地方裁判所委員会規則6条に基づき、出席委員において新委員長の互選を行い、全会一致で小野瀬委員が委員長に選任された。

(4) 委員長挨拶

委員長就任に当たり、委員長から挨拶があった。

(5) 事務局からの報告

三吉総務課長から、前回テーマの「裁判所におけるIT化の現状」について、その後の進捗について報告があった。

(6) 説明担当者による説明

「民事調停制度とその実情」というテーマに関して林裁判官が説明を行った後、「調停制度発足100周年広報」というテーマで総務課柳井課長補佐が説明を行った。

(7) 意見交換

(発言者：◎委員長、○委員、◇説明担当者)

◎ 今回の千葉地方裁判所委員会では、「調停制度発足100周年」というテーマに関して意見交換を行っていききたい。

民事調停制度及び裁判所の広報活動について御説明させていただいたが、御質問等があれば伺いたい。

裁判所としては、民事調停制度は色々なメリットがある制度であるため、より広く利用していただきたいと考えている。多様な観点から御意見をいただきたい。

○ 調停の申立件数は年々減少しており、調停委員数も減少してきている。この原因は、認知不足だと思う。調停は非公開の手続であること及び守秘義務があることから、結果が一般に広く知られることはない。コロナ前は裁判所主催による自治体の相談窓口担当者に対する調停制度の説明会を行っていた

が、コロナ以降は行われていない。私自身、消費生活センターにいた経験から、調停制度に関する知識があれば、当時もっと適した案内ができたと思っている。相談員から報告を受ける自治体の上司は、定期的に異動があることもあり、説明会は継続的に実施していただきたい。

- 調停委員や一方当事者の代理人という形で調停に関与してきた経験から、人間同士同じ空間に存在することで、言葉とか視覚だけではなく伝わってくるものがあると思っている。民事調停の利便性の向上に関して、将来的に民事調停のウェブ化という話に進んだ場合でも、そういった調停制度が持つ本来の効用をなくさないようバランスの取れた形で進めてほしい。
- 調停の件数が減少していることに関して、それに対応して訴訟の件数は増加しているのか。弁護士会のADRなど他の手続に流れているのか。参考になることがあれば伺いたい。
- ◎ 民事訴訟件数が増加していることはないが、申立てに至る前に解決されているような実体的な紛争自体の増減については、裁判所も把握することができない。
- 弁護士会のADRが増加したから、調停件数が減少したとストレートに結びつくような感覚はない。法テラスでの相談が実施されるようになったことは、調停件数の増加にも減少にもつながる要素がある。説明にもあったとおり、広報不足という一面もあるのではないか。
- 特定調停が減少してきたという点に関してだが、不良債権処理から金融正常化の過程を経て、金融機関側も返済プランの相談に乗るなど変化してきている。昔は法的な解決に至らないような解決手段を金融機関はあまりやっていたかもしれないが、銀行業界や証券業界でもあっせん機関を設けてトラブルの相談を受け付けているなど、非常に充実させてきた側面がある。そうした裁判所以外の枠組みなども調停件数の減少に寄与しているのかもしれない。調停件数の減少について、他のシステムの中で吸収できているのか、

その辺りの件数推移に関する分析があるとよく実情が分かると思う。

- 裁判所の広報活動について、手段として紙媒体とホームページ、対象として高校生と自治体には活動をしているが、消費者相談に実際に行くような方のところには届いていないと思う。説明会などで話ただけでは、伝わってはいない。テレビ局としても放送しただけでは知ってほしい方々に伝わっていないと感じている。裁判所の広報活動をテレビで取り上げただけでは伝わらないと思う。今の情報源は、テレビではなくツイッターやYouTube等である。裁判所がツイッターを始めたというのをテレビで放送するなど、媒体を連携させながらやっていかないと今の若い世代には伝わらない。そういった現状を認識して、何をしたらいいかを検討した方がいいと思う。

- 今の時代、偽情報が多く出回っていることから、正しい情報をいかに届けるか、正しい情報をいかに見分けるかということを伝えていくことが重要だと思う。大学に出張授業に行くのは結構だと思うが、参加できる人数は限られている。オンデマンドでいつでも発信できるようにしたり、不特定多数の人が正しい情報にたどり着けるような手段を考えた方がいいと思う。

あと、調停制度や法テラスでの相談など、どうやって使い分けたらいいか、フローチャートのようなもので流れが分かると理解しやすいと思う。

- 千葉県調停協会連合会では、調停相談会を開催している。私の担当会場の参加者は、チラシやポスターを見て来た人よりも、ホームページを見て来た人の方が多かった。一般の方はインターネットで情報を集めて調べている。ただ、裁判所や調停委員がツイッターなどで直接に調停のことについて発信することは立場上できない。そこで、消費生活センターの窓口担当者に伝えるのが効率的だと思う。

調停は、訴訟と異なり、書類が上手に書けなかったり、適式に主張ができなかったりしても、じっくり話を聞くことができる。相談を受ける弁護士さんにも調停制度の良さを知っていただくことが、効率的だと思う。

○ 商工会議所においては、家族経営の事業所から経営相談を受けることもあ
る。話を聞くと、契約、貸し借り、家庭内の紛争といった話が出てくること
が多い。調停件数は減少しているということだが、潜在的な紛争はかなりあ
るのではないかと感じている。

また、家事調停については件数も増加し、平均審理期間も増加しているよ
うだが、調停制度を維持していくため、調停委員の数や高齢化といった点に
ついて伺いたい。

◇ 感覚的には、調停件数が減少、横ばい傾向で推移する中で、調停委員の数
が全体的に足りていないという感覚はない。年齢構成については、60歳を
超えた方が大多数ではある。

(8) 次回委員会期日

次回の委員会は、令和5年2月13日を開催候補日とすることとした。

(9) 次回の意見交換テーマ

次回の意見交換テーマについて、事前提案のあったテーマに対し本委員会に
おいて意見がなく、新たな提案もなかったため、過去に委員会で取り上げた
テーマの状況等も踏まえて決定し、次回委員会期日までに各委員にお知らせ
することとした。

以 上